

香芝市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月7日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第17号

香芝市議会委員会条例の一部を改正する条例

香芝市議会委員会条例（平成4年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

（出席説明の要求）

第19条 市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、委員会の審査又は調査に必要な説明のため委員会から出席を求められたときは、委員会に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に委員会に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を委員会に届け出たときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により出席を求めようとするとき等は、議長を経てしなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。